

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目 次

◇規

則

- 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則(児童家庭課)
- 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(農地経済課)
- 鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 年金の支給原因となる加入者の重度障害のうち「指の用を全く永久に失ったもの」の範囲を、手指の末節の二分の一以上を失った場合又は一定の指節間関節の運動範囲が生理的運動範囲

の二分の一以下で回復の見込みのない場合に緩和することとした。
二 この規則は、公布の日から施行し、平成二年四月二日から適用することとした。

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 利子補給率をそれぞれ次のとおり改正することとした。(第一、二条、附則第三項、第六項、別表関係)

資 金 の 区 分	利 子 補 給 率 (パーセント)			
	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
(一) 農舎等の改良、造成又は取得に必要な資金	農業協同組合等が農業を営む者に貸し付ける場合	農業協同組合等が農業を営む者に貸し付ける場合	農業協同組合等が農業協同組合等に貸し付ける場合	農業協同組合連合会等が農業協同組合等に貸し付ける場合
(二) 農機具の取得に要する資金	年二・五	年二・七	年二・〇五	年一・七五
(三) 果樹等の植栽又は育成に要する資金	年二・六五	年二・八五	年二・〇五	年一・四五
(四) 牛等の購入又は育成に要する資金で知事が指定するもの	年二・五	年二・七	年二・〇五	年一・七五
(五) 知事が定める規模以下の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	年二・六五	年二・八五	年二・〇五	年一・四五
(六) 農村における環境の整備のために必要な施設であつて知事の定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金	年二・五	年二・七	年二・〇五	年一・七五
(七) その他知事が特に必要と認めて指定する資金	年三・一七五	年三・九五	年三・〇五	年二・九五
(八) 転作を行う者に貸し付ける(イ)から(四)まで又は(六)に掲げる資金(市町村が年〇・八七五パーセント(現行年〇・六パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	年三・一七五	年三・九五	年三・〇五	年二・九五
(九) 転作を行う者に貸し付ける(五)に掲げる資金(市町村が年〇・八パーセント(現行年〇・五二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	年三・一七五	年三・九五	年三・〇五	年二・九五

<p>(甲) 転作を計画的集团的に推進するために貸し付ける(一)又は(四)に掲げる資金(市町村が年〇・八二五パーセント(現行年〇・三パーセント)の利子補給をする場合に限る。)</p>	<p>(乙) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画を除く。)に即して行われる事業に必要な資金で知事の定めるもの</p>	<p>(丙) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画に限る。)に即して行われる事業で、転作を行う者に貸し付ける(一)から(四)まで又は(五)に掲げる資金(市町村が年〇・八パーセント(現行年〇・五二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)</p>	<p>(丁) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画に限る。)に即して行われる事業で、転作を計画的集团的に推進するために貸し付ける(一)、(二)又は(四)に掲げる資金(市町村が年〇・七七五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)</p>
<p>年一・一五</p>	<p>年二・六五</p>	<p>年三・一七五</p>	<p>年一、二</p>
	<p>年一・一五</p>	<p>年二・八五</p>	
<p>年一・一五</p>		<p>年二・一五</p>	<p>年一・一五</p>
	<p>年一・一五</p>	<p>年一・八五</p>	
<p>年一・一五</p>		<p>年〇・九五</p>	<p>年一・一五</p>
	<p>年一・一五</p>	<p>年一・〇</p>	

二 融資機関が、一の区分された農業部門の経営を自ら行う農業後継者たる農村青年に対し、農業施設の改良等に必要な資金を貸し付ける場合において、借受者の住所地を管轄する市町村が年〇・七七五パーセント（現行年〇・六パーセント）の割合で利子補給するときの県の利子補給率を年三・四七五パーセント（現行年三・一パーセント）に引き上げることとした。（第二条関係）

三 融資機関が、畜産業経営に伴って公害を発生させ、又は発生させるおそれがあるものに対し、当該公害防止に必要な資金を貸し付ける場合において、関係市町村が年〇・六二パーセント（現行年〇・四八パーセント）の割合で利子補給するときの県の利子補給率を年三・六三パーセント（現行年三・二二パーセント）に引き上げることとした。（第二条関係）

四 融資機関が、地域改善対策特定事業の対象地域内における自立経営志向農業者で農業後継者の確保等のために農家住宅の改良等が必要とするものに対し、当該改良等に必要な資金を貸し付ける場合において、関係市町村が年一・四七五パーセント（現行年一・二パーセント）の割合で利子補給するときの県の利子補給率を年四・一七五パーセント（現行年三・七パーセント）に引き上げることとした。（第二条関係）

五 農業協同組合連合会が、農業者の肥育牛の飼養規模の拡大等を図るためにその飼養管理を預託する農業協同組合等に対し、預託牛の購入に必要な資金を貸し付ける場合の県の利子補給率を年一・八五パーセント（現行年一・三パーセント）に引き上

げることとした。（第二条関係）

六 酪農家に対し乳牛の購入に要する資金を貸し付ける場合における利子補給率の特例措置を廃止することとした。（第二条関係）

七 この規則は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を講じることとした。

◇鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 農業近代化推進資金について、融資機関が農協等に貸し付ける場合の貸付利率及びこれに対する県の利子補給率を次のとおり引き上げることとした。

資金の種類	貸付利率（パーセント）		利子補給率（パーセント）	
	現行	改正後	現行	改正後
肉畜育成団地の造成に要する資金	年四・五	年五・〇五	年一・三	年一・八五

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

三 所要の経過措置を講じることとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 県営住宅の家賃の決定及び変更

1 増設した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。

智頭第二種地 地	種別	家		賃				
		住戸	番号	戸数	一月の家賃額			
第二種 営住宅	第一種 第一種 第一種	四一〇一、四一〇二、四一〇三、四一〇四及び五一〇一から五一〇四号までの住宅	一三六、三六〇円	七四三、五四〇円	一二七、三〇〇円			
						第二種 第二種	六一一一、六一〇三、六一〇四及び七一〇一から七一〇四号までの住宅	七四三、五四〇円
現行改正後	一月の家賃額	改正後	後					

2 建替えを実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更するととした。

二 この規則は、平成二年六月一日から施行することとした。ただし、第二種県営住宅北園団地に関する部分は六月十五日から、第一種県営住宅北園団地に関する部分は七月十五日から施行することとした。

規 則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十四号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和四十五年四月鳥取県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。
様式第十四号の裏面を次のように改める。

(裏 面)

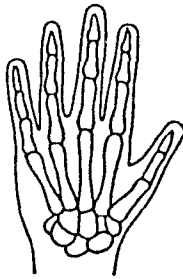
障害部位及び状態の図示

四肢、手指、足指切断の場合は、切断箇所にはつきりと横線を入れて下さい。

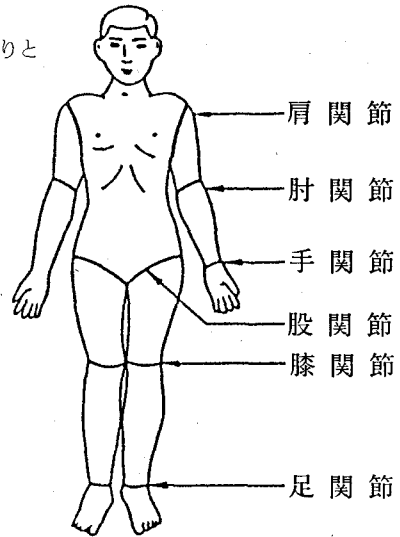
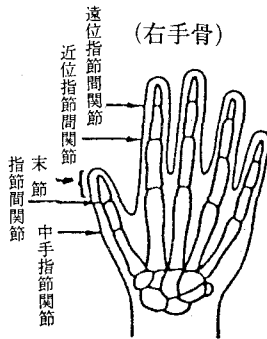
下肢短縮の場合は、その長さをご記載下さい。

12

(左手骨)



(右手骨)



13

参 考
事 項

以上のとおり診断(証明)する

平成 年 月 日

病院または
診療所の
所在地
名 称
医 師

㊦

※記載上の注意.....とくに切断または関節障害の場合は、上記図表のご記入を、また視力障害等は矯正視力等のご記入をお願いします。
なお障害機能回復についてご意見がありましたらご記載下さい。

※ご参考

「上、下肢の障害」.....「上、下肢の用を全く永久に失ったもの」とは完全かつ永久にその用を失った意味であつて、下肢の完全運動麻痺あるいは上、下肢においてそれぞれの3大関節の完全強直の場合をいう。

「手指の障害」.....「指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失った場合をいう。
「指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節〔第1指(母指)においては指節間関節〕の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいう。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、平成二年四月二日から適用する。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十五号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年〇・六パーセント」を「年〇・七七五パーセント」に、「年三・一パーセント」を「年三・四七五パーセント」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「年〇・四八パーセント」を「年〇・六二パーセント」に、「年三・二二パーセント」を「年三・六三パーセント」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「年一・二パーセント」を「年一・四七五パーセント」に、「年三・七パーセント」を「年四・一七五パーセント」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「年〇・六パーセント」を「年〇・七七五パーセント」に、「年三・一パーセント」を「年三・四七五パーセント」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七

項中「年〇・五二五パーセント」を「年一・一パーセント」に、「年三・一七五パーセント」を「年三・九五パーセント」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「年〇・三パーセント」を「年〇・六パーセント」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「年〇・三パーセント」を「年〇・六パーセント」に、「年一・一五パーセント」を「年一・五パーセント」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「年一・三パーセント」を「年一・八五パーセント」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第三項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「年二・五パーセント」を「年二・七パーセント」に、「年二・六五パーセント」を「年二・八五パーセント」に、「年二・一五パーセント」を「年一・八五パーセント」に、「年〇・八五パーセント」を「年〇・九パーセント」に、「年〇・九五パーセント」を「年一・〇パーセント」に改める。

附則第四項中「年〇・五二五パーセント」を「年一・一パーセント」に、「年三・一七五パーセント」を「年三・九五パーセント」に改める。

附則第五項中「年〇・二五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に改める。

附則第六項中「年〇・二五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に、「年一・二パーセント」を「年一・五五パーセント」に改める。

別表第一号から第四号まで及び第七号中「年二・五パーセント」を「年二・七パーセント」に、「年二・〇五パーセント」を「年一・七五パーセント」に、「年〇・八五パーセント」を「年〇・九パーセント」に改め、同表第五号中「年二・六五パーセント」を「年二・八五パーセント」に、「年一・四五パーセント」を「年二・〇パーセント」に改め、同表第六号

中「年二・〇五パーセント」を「年一・七五パーセント」に、「年〇・八五パーセント」を「年〇・九パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十六号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「年四・五パーセント」を「年五・〇五パーセント」に改める。
別表第二中「年一・三パーセント」を「年一・八五パーセント」に改め

る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。
別表の北園団地の項を次のように改める。

北園団地			
第一種県営住宅	"	"	"
六〇一〇一、六〇一〇二、六〇一〇三、六〇一〇四号及び七〇一〇一、七〇一〇二、七〇一〇三、七〇一〇四号までの住宅	六〇一〇一、六〇一〇二、六〇一〇三、六〇一〇四号までの住宅	四一〇一、四一〇二、四一〇三、四一〇四号及び五一〇一、五一〇二、五一〇三、五一〇四号までの住宅	四一〇一、四一〇二、四一〇三、四一〇四号及び五一〇一、五一〇二、五一〇三、五一〇四号までの住宅
七四三、五四〇円	一三六、三六〇円	一六三三、五一〇円	一七三、三〇〇円
一三五、七四〇円	三五四二、六四〇円	三五四二、六四〇円	三五四二、六四〇円
第一種県営住宅	"	"	"
三一一〇一、三一一〇二、三一一〇三、三一一〇四号までの住宅	一一〇一、一一〇二、一一〇三、一一〇四号、一一〇五号から一一〇八号まで、一一〇九号から一一一〇号まで、一一一一号から一一一四号まで、一一一五号から一一一八号まで、一一一九号から一一二〇号まで、一一二〇一、一一二〇二、一一二〇三、一一二〇四号までの住宅	四一〇一、四一〇二、四一〇三、四一〇四号及び五一〇一、五一〇二、五一〇三、五一〇四号までの住宅	四一〇一、四一〇二、四一〇三、四一〇四号及び五一〇一、五一〇二、五一〇三、五一〇四号までの住宅
一三五、七四〇円	三五四二、六四〇円	一七三、三〇〇円	一七三、三〇〇円

"	六〇一〇一、六〇一〇二、六〇一〇三、六〇一〇四号、六〇一〇五号から六〇一〇八号まで、六〇一〇九号から六〇一〇一四号まで、七〇一〇一、七〇一〇二、七〇一〇三、七〇一〇四号及び七〇一〇五号から七〇一〇八号まで、七〇一〇九号から七〇一〇一四号までの住宅	一六四三、〇四〇円
---	---	-----------

別表の智頭第二団地の項中「九一八、三四〇円」を「六一三四、八九〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二年六月一日から施行する。ただし、第二種県営住宅北園団地に関する部分は六月十五日から、第一種県営住宅北園団地に関する部分は七月十五日から施行する。